

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 7 年施行改正育児・介護休業法について

今月のニュースレターでは、[7月号](#)でご案内いたしました改正育児・介護休業法につきまして、
今月号より複数回に分けて、改正内容をご案内いたします。

■ 改正育児・介護休業法の改正内容は？

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 【育児・介護休業法】

- ① 3 歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握したうえで、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。

施行日: 交付後 1 年 6 か月以内の政令で定める日

- 事業主は、
 - 始業時刻等の変更
 - テレワーク等（10 日/月）※原則時間単位で取得可能
 - 保育施設の設置運営等
 - 新たな休暇の付与（10 日/年）※原則時間単位で取得可能
 - 短時間勤務制度の中から **2 つ以上**の制度を選択して措置する必要があります。
- 労働者は、事業主が講じた措置の中から **1 つを選択して**利用することができます。
- 事業主が措置を選択する際、**過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。**
- 個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

フルタイムでの柔軟な働き方

- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、**小学校就学前の子（現行は 3 歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。**

施行日: 令和 7 年 4 月 1 日

改正前

3 歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能



改正後

- **小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に**

育児・介護休業規程に関してご相談等がございましたら、[こちら](#)のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

◆10 月の労務スケジュール

- ～10/31 9 月分社会保険料納付
- ～10/10 9 月分源泉徴収税額住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintakanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田
編集責任者：勝山